

令和2年4月27日

兵庫県内の事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた大型連休期間中における
休業の協力依頼について

4月7日に緊急事態宣言が発令されて以降、県では新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項の規定に基づく外出自粛や、同法第24条第9項に基づく休業要請などを行ってきましたが、依然として県内の感染者は増加しており、大型連休を迎える今、接触機会の低減に一層取り組む必要があります。

については、小規模な学習塾や商業施設等にあっても、人の接触機会の低減を徹底するため、下記のとおり休業の協力を依頼します。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、県民のいのちを守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期間

令和2年4月29日～5月6日

2 対象施設

施設の種類	内訳	要請
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等のうち、 <u>床面積の合計が100㎡以下の施設</u>	特措法施行令第11条第1項に規定する施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼
<u>商業施設</u>	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗のうち、 <u>床面積の合計が100㎡以下の施設</u>	

【お問合せ先】

兵庫県産業労働部経営商業課
長尾、矢野
電話078-362-3326